

保護者様

学校長

○ ○ ○ ○

治ゆ証明にかかる出席停止期間の目安について

新型インフルエンザ(疑い)の診断を受けた場合の出席停止期間については、厚生労働省の対策推進本部より、下記のとおり目安が示されています。学校における感染の拡大防止のため、ご理解・ご協力いただきますようお願いします。

記

新型インフルエンザの自宅療養期間(出席停止期間)



発症した日の翌日から7日間を経過するまで

- ・ 従来型では、解熱後2日間を経過するまでを目安としていたが新型インフルエンザの場合、発熱等の症状がなくなっても、しばらく感染力が続く可能性があります。
- ・ このことから、解熱後2日間が経過していたとしても、周囲への感染が広がる可能性があるため、発症した日の翌日から7日間を経過するまでを自宅療養期間(出席停止期間)の目安とします。